

〈 補正予算のポイント 〉

1. 感染症対策の徹底
2. 市民生活への緊急支援
(個人商店、ひとり親家庭 など)
3. 弱者へのセーフティネット
(高齢者・障害者・子どもへの配慮など)

〈 3つの緊急支援策 〉

1. 個人商店に、すぐに 100 万円
来週中に、賃料 2 か月分を緊急支援
2. ひとり親家庭に、さらに 5 万円
5 月分の児童扶養手当に上乗せ (約 10 万円支給)
3. 生活にお困りの方に、さらに 10 万円
生活福祉資金利用者への追加支援

困っている市民に
手を差し伸べるのが
行政の使命・役割

議案第53号関連資料

新型コロナウイルス感染症対策のための
令和2年度4月補正予算(案)の概要について

今回の補正は、新型コロナウイルス感染症対策のため、個人商店や生活困窮者、ひとり親世帯等への緊急支援をはじめ、高齢者・障害者・こども等の相談見守り、市立小中学校の休校期間中におけるインターネットを通じた学習支援システムの導入のほか、感染拡大防止に係る対策の追加を行おうとするものです。

1 一般会計

(1) 補正額 609,000千円 (補正後 114,391,831千円)

(2) 補正内容 ※補正額の単位は千円。財源は全て財政基金を活用。

項 目	補正額	所管課
① 個人商店等緊急支援金事業費 ・休業等に伴い事業の継続が困難になる個人商店等に対し家賃の融資を緊急に行う。 ・事業を実施する産業振興財団に補助する。 ・内容/家賃2ヶ月分の緊急支援金(無利子・無担保。据置1年・返済期間3年) ・上限額/1事業者につき、対象店舗を複数有する事業者は100万円、1店舗のみの事業者は50万円(1店舗につき店舗それぞれごとに上限50万円) ・対象店舗/家賃の月額が50万円以下の小規模店舗	203,000	産業政策課
② 緊急生活支援金事業費 ・社会福祉協議会への補助により、収入が減少した世帯の生計維持、再建の支援のための生活費の支援を行う。 ・社会福祉協議会が実施している生活福祉資金(新型コロナウイルス特例)の貸付を受けた人で、同貸付金交付日から1ヶ月以上経過した後も生活資金が不足する人に、1世帯あたり10万円を貸し付ける(無利子、保証人不要)。	60,000	生活福祉課
③ 児童扶養手当受給者に対する緊急支援給付金事業費 ・ひとり親世帯への支援の充実を図るため、緊急支援給付金を支給する。 ・5月支給の児童扶養手当に併せて支給 1世帯あたり5万円×2,200世帯	110,000	児童福祉課
④ 高齢者等生活支援事業費 ・地域総合支援センターへの委託により、生活上の不便や不安を抱える高齢者・障害者等配慮が必要な市民の相談に応じるとともに、自宅訪問等を実施する。	13,000	地域共生社会室
⑤ こども総合支援事業費 ・ショートステイ事業等における感染予防策の充実を図るとともに、こどもの事情に配慮した食への支援や相談見守り体制の充実を図る。	20,000	子育て支援課・明石こどもセンター
⑥ 家庭学習システム支援事業費 ・休校中の児童・生徒の学習支援のため家庭学習支援システムを導入する。 ・インターネット配信型教材使用料 41校(小学校28校・中学校13校)	8,200	教育研修センター
⑦ 新型コロナウイルス感染症対策事業費 I 相談体制の充実 25,800千円 ・帰国者・接触者相談センター体制充実経費 19,800千円 看護師委託 @10千円×6人/日×30日×11月 ・組織変更に伴う保健所改修等経費 5,000千円 ・携帯電話使用料 1,000千円 II 外来診療体制の充実 76,800千円 ・帰国者・接触者外来の増設に係る経費 6,400千円/月×12月 III 検査体制の充実等 92,200千円 ・医薬材料購入費 患者移送保健師等感染予防用消耗品費 27,000千円 PCR検査試薬等消耗品費 28,000千円 ・PCR検査機器購入費 2台(周辺機器含む) 10,000千円 ・県立健康科学研究所依頼分検体検査手数料 @32千円×100検体 3,200千円 ・配布用マスク製造・購入費 24,000千円 布マスク製造委託料(小中幼 児童・職員等配布用 33,000枚) 布マスク購入費(医療機関以外への配布用 30,000枚) サージカルマスク購入費(帰国者・接触者外来配布用 100,000枚)	194,800	あかし保健所

記者提供資料
2020年(令和2年)4月16日
市民生活局産業振興室 (078)918-5098

個人商店等緊急支援金事業について

1 目的

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により資金繰りの困難な個人商店等の事業者には、家賃等の緊急融資を行います。

2 内容

融資額／店舗の賃借料2か月分

(対象) 家賃月額が50万円以下の店舗

(上限) 1事業者の合計額100万円

返済／1年間の据え置き後、最大36か月

利子等／無利子・無担保

【融資例】

店舗等の家賃	融資額	(例)
月25万円以下	家賃2か月分	家賃月20万円の場合 ・2か月=40万円
月25万円超～50万円以下	一律50万円	家賃月40万円の場合 ・上限額の50万円

※複数店舗の場合は合算できます

※合算した場合、1事業者の融資上限は100万円となります

3 実施体制

実施主体／一般財団法人 明石市産業振興財団

財源／市から2億300万円を補助(融資額2億円 事務費300万円)

体制／市から応援職員を派遣

4 手続き等

手続き／申請書を審査、融資決定後、速やかに申請者の口座に入金。

会場／勤労福祉会館2階

月曜～金曜 9時～17時(感染防止のため予約制)

4月29日、5月2日～6日の祝日は受付を実施。

提出書類／①申請書兼借用書兼返済計画書

②賃貸契約書等家賃額等の証明できるもの

③確定申告等、市内での事業実態を証明できるもの

④振込用紙 等

5 スケジュール

4月21日より受付開始。

記 者 提 供 資 料
2020 年(令和 2 年)4 月 16 日
こども局子育て支援室児童福祉課 (0 7 8) 9 1 8 - 5 0 2 7

児童扶養手当受給者に対する緊急支援給付金（見舞金）事業について

1 目的・趣旨

新型コロナウイルス感染症の発生による学校園の臨時休業、事業所等の休業等に伴い、特に就業環境の変化による影響を受けやすいひとり親家庭等に対する緊急的な支援として、児童扶養手当受給者に対して給付金（見舞金）を支給しようとするものです。

2 事業の概要

給付金の名称	児童扶養手当受給者に対する緊急支援給付金（見舞金）		
対象者	次のいずれかに該当する者 ① 本年4月分の児童扶養手当受給者 ② 4月中に児童扶養手当を申請し認定を受けた者 (生活保護世帯には見舞金として支給。なお、所得制限による児童扶養手当の全部支給停止者を除く。)		
給付額	1世帯につき 50,000円 を上乗せ（1回限り） <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>児童 2 人のとき</td> </tr> <tr> <td>103,350円</td> </tr> </table> ※児童1人のときは、93,160円です ※児童3人目以降、1人につき6,110円加算します	児童 2 人のとき	103,350円
児童 2 人のとき			
103,350円			
支給件数（見込）	約2,200名		
支給日	令和2年5月11日 (4月中に児童扶養手当を申請した者には、認定後、速やかに支給します。)		
予 算	66,000千円		
財 源	市の単独事業		